

専決第1号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、三朝町税条例及び三朝町工場設置奨励条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分する。

平成17年3月4日

三朝町長 吉田秀光

平成17年3月11日原案承認

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第1号

三朝町税条例及び三朝町工場設置奨励条例の一部を改正する条例
(三朝町税条例の一部改正)

第1条 三朝町税条例（昭和45年三朝町条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
(固定資産税の納税義務者等) 第54条 略 2 前項の所有者等は、土地又は家屋については、 <u>登記簿又は土地補充課税台帳</u> 若しくは家屋補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項の専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。))については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者(以下「区分所有者」と	(固定資産税の納税義務者等) 第54条 略 2 前項の所有者等は、土地又は家屋については、 <u>土地登記簿若しくは土地補充課税台帳</u> 又は <u>建物登記簿</u> 若しくは家屋補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項の専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。))については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有

いう。)とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は登録されている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

3及び4 略

5 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下本項において同じ。)又は土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業(独立行政法人緑資源機構が独立行政法人緑資源機構法(平成14年法律第130号)により行う同法第11条第1項第7号イの事業及び同法附則第8条第1項の規定により行う森林開発公団法の一部を改正する法律(平成11年法律第70号)附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法(昭和49年法律第43号)第19条第1項第1号イの事業を含む。)の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによって仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地(以下本項において「仮換地等」と総称する。)の指定があった場合又は土地区画整理法による土地

者(以下「区分所有者」という。)とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は登録されている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

3及び4 略

5 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下本項において同じ。)又は土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業(独立行政法人緑資源機構が独立行政法人緑資源機構法(平成14年法律第130号)により行う同法第11条第1項第7号イの事業及び同法附則第8条第1項の規定により行う森林開発公団法の一部を改正する法律(平成11年法律第70号)附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法(昭和49年法律第43号)第19条第1項第1号イの事業を含む。)の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによって仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地(以下本項において「仮換地等」と総称する。)の指定があった場合又は土地区画整理法による土地

区画整理事業の施行者が同法第100条の2（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。）の規定によって管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下本項において「仮使用地」という。）がある場合においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分のある日又は換地計画の認可のある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分のある日又は換地計画の認可のある日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。

6 略

（申請又は申告をしなかつたことによる固定資産税の不足税額及び延滞金の徴収）

第72条 不動産登記法（平成16年法律第123号）第36条、第37条第1項若しくは第2項、第42条、第47条第1項、第51条第1項（共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記がある建物の場合に係る部分を除く。）、第2項若しくは第3項若しくは第57条の規定によって登記所に登記の申請をする義務

区画整理事業の施行者が同法第100条の2（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。）の規定によって管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下本項において「仮使用地」という。）がある場合においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分のある日又は換地計画の認可のある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について土地登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分のある日又は換地計画の認可のある日から換地又は保留地を取得した者が土地登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。

6 略

（申請又は申告をしなかつたことによる固定資産税の不足税額及び延滞金の徴収）

第72条 不動産登記法（明治32年法律第24号）第80条第1項若しくは第3項、第81条第1項若しくは第3項、第81条ノ8、第93条第1項若しくは第3項、第93条ノ5第1項若しくは第3項若しくは第93条ノ11の規定によって登記所に登記の申請をする義務がある者又は法第383条の規定によって町長に申告を

<p>がある者又は法第383条の規定によって町長に申告をする義務がある者がそのすべき申請又は申告をしなかったこと又は虚偽の申請又は申告をしたことにより法第417条第1項の規定によって当該固定資産の価格を決定し、又は修正したことに基づいてその者に係る固定資産税額に不足税額があることを発見した場合及び法第417条第2項及び法第743条第2項の規定によって通知を受けた場合においては、直ちにその不足税額のうちその決定があつた日までの納期に係る分（以下本条において「不足税額」という。）を追徴する。</p> <p>2 略</p>	<p>する義務がある者がそのすべき申請又は申告をしなかったこと又は虚偽の申請又は申告をしたことにより法第417条第1項の規定によって当該固定資産の価格を決定し、又は修正したことに基づいてその者に係る固定資産税額に不足税額があることを発見した場合及び法第417条第2項及び法第743条第2項の規定によって通知を受けた場合においては、直ちにその不足税額のうちその決定があつた日までの納期に係る分（以下本条において「不足税額」という。）を追徴する。</p> <p>2 略</p>
---	--

(三朝町工場設置奨励条例の一部改正)

第2条 三朝町工場設置奨励条例（昭和45年三朝町条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正後	改正前
<p>(奨励金の交付申請手続)</p> <p>第6条 奨励金の交付を受けようとする者は、事業開始の日から30日以内に次の事項を記載した奨励金交付申請書（法人にあっては、<u>法人の登記事項証明書</u>を添付すること。）を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(変更手続)</p> <p>第7条 奨励金の交付を受け、又は交付の確定した工場で、次の各号の1に該当したときは、その日から15日以内にその旨を事業変更届により町長</p>	<p>(奨励金の交付申請手続)</p> <p>第6条 奨励金の交付を受けようとする者は、事業開始の日から30日以内に次の事項を記載した奨励金交付申請書（法人にあっては、<u>法人登記簿の謄本</u>を添付すること。）を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(変更手続)</p> <p>第7条 奨励金の交付を受け、又は交付の確定した工場で、次の各号の1に該当したときは、その日から15日以内にその旨を事業変更届により町長</p>

に届け出なければならない。

(1) 前条の規定による申請書（法人
にあつては登記事項証明書を含
む。）の記載事項に変更を生じた
とき。

(2) 略

に届け出なければならない。

(1) 前条の規定による申請書（法人
にあつては登記簿の謄本を含
む。）の記載事項に変更を生じた
とき。

(2) 略

附 則

この条例は、平成17年3月7日から施行する。

(五) 第五節の四 変更登記簿の工簿三

第五節の四 (第五節の四 変更登記簿の工簿三) 第五節の四 変更登記簿の工簿三 第五節の四

第五節の四 変更登記簿の工簿三

第五節の四 変更登記簿の工簿三

第五節の四 変更登記簿の工簿三

第五節の四 変更登記簿の工簿三

第五節の四 変更登記簿の工簿三

前 五 節	新 五 節
<p>(簿手届申付交の金額契)</p> <p>すうじよけあきけの金額契 条の第 内以日08日6日の前開業事、おきる 申付交金額契ス」簿手届申事の方の の額額登人者、おアへる人者) 書附 出費の契申事 (うごるすけしき本額 ノがさがおはれが」 額 (8)~(1) (簿手変更)</p> <p>交れ又、けあきけの金額契 条の第 コ1のせ各の方、ケ工ホ」宝額の付 以日る1日6日の予、おちうス」書附 契申事」に届変更業事を書の予の内</p>	<p>(簿手届申付交の金額契)</p> <p>すうじよけあきけの金額契 条の第 内以日08日6日の前開業事、おきる 申付交金額契ス」簿手届申事の方の の額額登人者、おアへる人者) 書附 出費の契申事 (うごるすけしき本額 ノがさがおはれが」 額 (8)~(1) (簿手変更)</p> <p>交れ又、けあきけの金額契 条の第 コ1のせ各の方、ケ工ホ」宝額の付 以日る1日6日の予、おちうス」書附 契申事」に届変更業事を書の予の内</p>